

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」 のハガキ化による郵送対応について

住宅借入金等特別控除を受ける際に必要となります「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」につきまして、今までお取引店よりお客さまに交付（A4用紙サイズ）しておりましたが、令和3年10月発送分（9月末基準）よりハガキ形式にてお客さまのお届け先住所へ郵送する対応に変更させていただきます。

お客さまにおかれましては、お取引店へのご来店や営業担当者へご依頼することなく、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を受取ることができるようになりますので、何卒ご理解とご協力の程お願いいたします。

記

1. 証明書発行となるお客さま

群馬県信用組合にて住宅資金をお借入していただき、住宅資金の税額控除期間内のお客さまとなります。

ただし、連帯債務のお客さまにおかれましては、ハガキ化による郵送ができないため、今までどおり営業店からお客さまに交付させていただきます。

2. 取扱開始日

令和3年10月発送分（9月末基準）より
（令和3年10月21日以降郵送予定）

3. お問合せ・ご照会先（ご不明な点がございましたら下記のお取引店までお問合せ下さい。）

安中・松井田地区	本店営業部	0 2 7 - 3 8 2 - 6 9 3 9	高崎地区	高崎貝沢支店	0 2 7 - 3 6 3 - 2 1 3 1
	安中支店	0 2 7 - 3 8 2 - 1 2 4 6		高崎支店	0 2 7 - 3 6 3 - 2 3 3 5
	板鼻支店	0 2 7 - 3 8 2 - 2 7 8 0		八幡支店	0 2 7 - 3 4 3 - 9 7 7 7
	松井田支店	0 2 7 - 3 9 3 - 1 1 3 3		高崎西支店	0 2 7 - 3 2 3 - 2 4 4 3
	横川支店 （松井田支店内）	0 2 7 - 3 9 5 - 3 1 1 1		高崎山名支店	0 2 7 - 3 4 6 - 6 1 7 4
	原市支店	0 2 7 - 3 8 5 - 6 5 0 8		榛名町支店	0 2 7 - 3 7 4 - 5 5 4 5
	磯部支店 （原市支店内）	0 2 7 - 3 8 5 - 5 6 1 1		吉井支店	0 2 7 - 3 8 7 - 3 8 1 1
富岡・甘楽地区	富岡支店	0 2 7 4 - 6 2 - 4 1 3 1	下仁田・南牧地区	下仁田支店	0 2 7 4 - 8 2 - 3 3 1 1
	一の宮支店	0 2 7 4 - 6 3 - 2 3 3 7		西牧支店	0 2 7 4 - 8 4 - 2 2 2 1
	南蛇井支店 （一の宮支店内）	0 2 7 4 - 6 7 - 2 6 1 1		南牧支店 （下仁田支店内）	0 2 7 4 - 8 7 - 2 2 4 4
	妙義支店 （一の宮支店内）	0 2 7 4 - 7 3 - 3 2 3 9			
	甘楽町支店	0 2 7 4 - 7 4 - 3 1 5 1			